# 令和4年度産業経済研究委託事業 (「(大企業向け) 賃上げ促進税制」及び 「人材確保等促進税制」の利用状況に関する調査) 調査報告書

# 令和5年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

# 目次

| Ι.                       | 調査の背 | <b>背景・目的</b>  | L |
|--------------------------|------|---------------|---|
| ${\rm I\hspace{1em}I}$ . | 問い合わ | つせの対応・集計・分析 2 | 2 |
|                          | 1. 人 | 、材確保等促進税制2    | 2 |
|                          | (1)  | 問い合わせ内容の集計2   | 2 |
|                          | (2)  | 問い合わせ内容の分析    | 3 |
|                          | 2. 賃 | [上げ促進税制8      | 3 |
|                          | (1)  | 問い合わせ内容の集計8   | 3 |
|                          | (2)  | 問い合わせ内容の分析    | ) |

# I. 調査の背景・目的

本調査は、令和4年度税制改正における「(大企業向け)賃上げ促進税制」及び令和3年度税制改正における「人材確保等促進税制」について、制度の円滑な運用の観点から、税制の適用を検討する法人からの各種問い合わせ対応を行うとともに、問い合わせ内容の調査分析を通じて、今後の税制改正要望を見据えた本税制の実務上の課題等についての検討を行うことを目的としたものである。

# Ⅱ. 問い合わせの対応・集計・分析

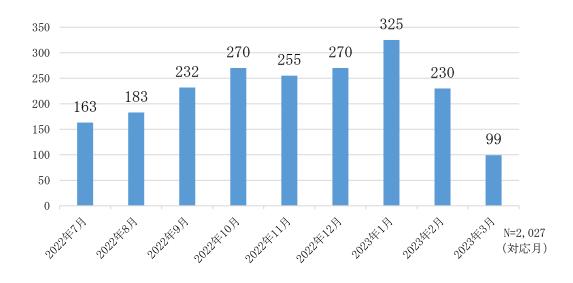
# 1. 人材確保等促進税制

### (1) 問い合わせ内容の集計

#### (A) 問い合わせ件数

2022 年 7 月から 2023 年 3 月¹までの問い合わせ件数は 2,027 件であり、ひと 月あたりの平均問い合わせ件数は 225 件だった。昨年度の人材確保等促進税制のコールセンター事業における、ひと月あたりの平均問い合わせ件数が 182 件であったことを踏まえると、問い合わせ件数は大きく増加している²。

また、月毎の問い合わせ件数でみると、問い合わせ窓口を設置してから約 1、2 か月を経過したあたりから増加傾向にあり、そういった傾向は、昨年度と同様であった。ただし、昨年度は、決算期であることの多い6月、9月、12月、3月には特に多くの問い合わせがあったが、今年度ではそういった傾向は、特に見られない。また、当該税制の適用期間が令和5年の3月に終了することから、3月に入り問い合わせ件数が急激に減少している。



図表1 月毎の問い合わせ件数

# (B) 問い合わせ企業数

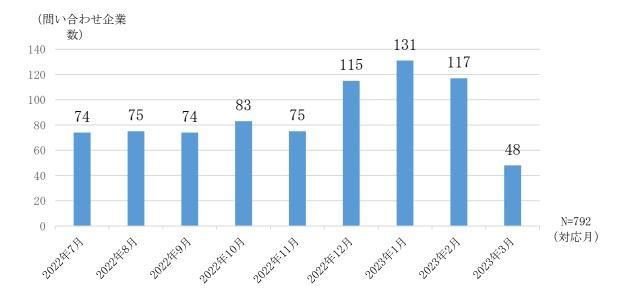
2022年7月から2023年3月までの問い合わせ企業数は792社であり、ひと月

<sup>1</sup> 報告書で集計・分析の対象とする問い合わせは 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 3 月 24 日までとした。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 人材確保等促進税制におけるコールセンターでの問い合わせ状況は、経済産業省の「令和3年度産業経済研究委託事業「人材確保等促進税制」の利用状況等に関する調査報告書」を参考にしている。

あたりの平均問い合わせ企業数<sup>3</sup>は88社だった。問い合わせ件数は、昨年度と比較して増加した一方で、問い合わせ企業数については、昨年度のひと月あたりの平均問い合わせ件数115社を大きく下回った。このことから、今年度においては、当該税制の適用可能性のある企業を中心に適用検討にあたって複数の問い合わせが寄せられていることが推察される。

また月毎の問い合わせ企業数は12月以降に増加傾向にあり、そういった傾向は、昨年度と同様であったが、問い合わせ件数と同様、当該税制の適用期間が令和5年の3月に終了することから、3月に入り急激に減少している。



図表2 月毎の問い合わせ企業数

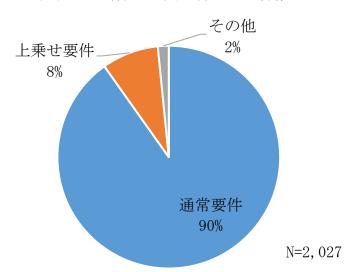
#### (2) 問い合わせ内容の分析

#### (A) 要件別の問い合わせの傾向

通常要件に関して、1,828件の問い合わせが寄せられ、全体の問い合わせ件数の約9割を占めた。

一方で、上乗せ要件に関する問い合わせは、全体の問い合わせ件数の約 1 割しかなかった。上乗せ要件に関する問い合わせの割合は、昨年度の人材確保等促進税制の際と割合に変化はない。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「問い合わせ企業数」は当該月内に問い合わせを行った企業の総数であり、同じ企業から同月内の別の日に複数の質問があった場合は、1 社としてカウントしている。また匿名もしくは非通知での問い合わせ企業については除いている。



図表3 要件別の問い合わせの件数

#### (B) 内容別の問い合わせの傾向

a. 通常要件における問い合わせの傾向

過去の賃上げ税制におけるコールセンター事業において、これまで活用してきた問い合わせ記録表の分類を用いて問い合わせ件数を内容別に集計した結果、図表4のようになった。

|       | 用語説明        | 用語説明    要件   |           | その他       | 合計            |  |
|-------|-------------|--------------|-----------|-----------|---------------|--|
| 給与関係  | 218 (11.9%) | 921 (50.4%)  | 11 (0.6%) | 4 (0.2%)  | 1154 (63. 1%) |  |
| 雇用者関係 | 50 (2.7%)   | 380 (20.8%)  | 1 (0.1%)  | 0 (0.0%)  | 431 (23.6%)   |  |
| その他   | 58 (3.2%)   | 130 (7.1%)   | 42 (2.3%) | 13 (0.7%) | 243 (13.3%)   |  |
| 合計    | 326 (17.8%) | 1431 (78.3%) | 54 (3.0%) | 17 (0.9%) | 1828 (100.0%) |  |

図表 4 通常要件における問い合わせの傾向4

図表 4 における横の分類(「用語説明」等)で問い合わせの傾向を確認すると、「用語説明」に関する問い合わせが 2 割を下回り、要件に関する問い合わせが約 8 割を占めた。昨年度は、「用語説明」に関する問い合わせが 3 割を上回ったことを踏まえると、当該割合の減少は、税制施行から 1 年以上が経過し、基本的な用語の定義が浸透し始めていることに起因すると考えられる。

また図表 4 における縦の分類(「給与関係」等)で問い合わせの傾向

<sup>4</sup> 括弧内の割合は、通常要件における問い合わせ全体(全1,828件)における割合を示す。

を確認すると、「給与関係」の問い合わせが 6 割を上回り、「雇用者関係」の問い合わせが約 2 割を占めた。「給与関係」の問い合わせでは助成金関係、「雇用者関係」の問い合わせでは退職者・休職者関係の問い合わせが多く、それぞれ全体の 1 割以上あった。

具体的に、助成金関係の問い合わせでは、図表 5 のような雇用安定助成金の控除、助成金の控除のタイミングや個別の助成金の該否等についての問い合わせが多い。

#### 図表 5 助成金関係の問い合わせ例

- ・ 控除対象新規雇用者給与等支給額から控除する雇用安定助成金 は、新規雇用者に対応する分だけ控除すればよいか。
- 助成金の控除は、対応する給与を支給した時期に控除するのか、 入金した時期に控除するのか。

なお、個別の助成金の該否については、雇用安定助成金以外だと、新型コロナウイルス関係の助成金についての問い合わせが多い。これらの助成金の受給に伴って発生する対応については、ガイドブックに記載がないものもあり、ガイドブック等への追記の検討が推奨される。

#### 図表 6 問い合わせが一定数寄せられた個別の助成金の例

- ・ コロナに直接関係する助成金 (新型コロナ緊急包括支援交付金等)
- ・ 休校関係の助成金(休校等対応助成金、小学校休業等対応助成金等)
- 就職、求職関係の助成金(離職者早期再就職支援助成金、就職氷河期世代安定助成金)
- · 人材開発助成金

退職者・休職者関係の問い合わせとしては、1年未満で退職した者の扱いや退職者の再雇用に関する問い合わせがあった。退職者の再雇用については、「一定期間後に再び同法人に雇用された者も、国内新規雇用者に該当」すると規定している一方で、「一定期間後」がどれくらいの期間を指すかについて規定がないため、この点について問い合わせが昨年度に引き続き多く寄せられている。

#### 図表7 退職者関係の問い合わせ例

- ・ 1年未満で退職した者も新規雇用者の対象となるか。
- ・ 国内新規雇用者について、「一度退職したものの、一定期間後に 再び同法人に雇用された者も国内新規雇用者に該当します」とあ るが、「一定期間後」とはどれぐらいの期間を指すか。

# b. 上乗せ要件における問い合わせの傾向

上乗せ要件に関して、167件の問い合わせが寄せられた。上乗せ要件における問い合わせの傾向分析では、問い合わせ件数が少ないことから昨年度の人材確保等促進税制のコールセンター事業で用いられた分類<sup>5</sup>をガイドブックの記載を基に以下図表8の4つの分類に統合している。

|        | 用語説明     | 要件          | 申請手続き      | その他      | 合計           |
|--------|----------|-------------|------------|----------|--------------|
| 自己実施   | 0 (0.0%) | 9 (5.4%)    | 0 (0.0%)   | 1 (0.6%) | 10 (6.0%)    |
| 他者委託   | 0 (0.0%) | 9 (5.4%)    | 0 (0.0%)   | 0 (0.0%) | 9 (5.4%)     |
| 他者実施参加 | 0 (0.0%) | 41 (24.6%)  | 0 (0.0%)   | 0 (0.0%) | 41 (24.6%)   |
| その他    | 1 (0.6%) | 47 (28. 1%) | 56 (33.5%) | 3 (1.8%) | 107 (64. 1%) |
| 合計     | 1 (0.6%) | 106 (63.5%) | 56 (33.5%) | 4 (2.4%) | 167 (100.0%) |

図表8 上乗せ要件における問い合わせの傾向67

図表8における横の分類(用語説明等)で問い合わせの傾向を確認すると、用語説明に関する問い合わせはほとんどなく、要件に関する問い合わせが約6割を占めた。また、通常要件では申請手続きに関する問い合わせが1割以下だったが、上乗せ要件では約3割に上った。

縦の分類(自己実施等)で問い合わせの傾向を確認すると、「その他」の問い合わせが最も多くの割合を占めた。「その他」の問い合わせで多かったものを確認すると、申請にあたっての添付書類関係の問い合わせが多かった。特に明細書の記載事項である「教育訓練費の額の支払証明」について、ガイドブックでは「領収書の写し等」とあり、必ずしも領収書である必要がないことが記載されているが、この点について領

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 昨年度の「令和3年度産業経済研究委託事業 「人材確保等促進税制」の利用状況等に関する調査 報告書」では、上乗せ要件における問い合わせを「研修委託費」、「教科書その他教材費」、「外部講師謝金等」、「外部施設等使用料」、「外部研修参加費」、「その他」の6つに分類している。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 今年度新たに設けた分類について、「自己実施」では旧分類の「外部講師謝金等」や「外部施設等使用料」を、「他者委託」では「研修委託費」を、「他者実施参加」では「外部研修参加費」をそれぞれ包含している。また、旧分類の「教科書その他教材費」については、問い合わせの内容に応じて適切な分類にて集計している。

<sup>7</sup> 括弧内の割合は、上乗せ要件における問い合わせ全体(全167件)における割合を示す。

収書の添付が必須か問い合わせるものが多い。領収書の他に請求書と 銀行振込明細等も(指定の様式を満たしていれば)支払証明となること を例示してもよいと思われる。

「その他」に次いで多かったのは「他社実施参加」であり、約2割を 占めた。問い合わせにおいては、資格取得に係る費用や学界の会費が教 育訓練費に該当するか等の個別の費用が教育訓練費に該当するかの問 い合わせがほとんどであった。特に資格取得に必要な受験料等が教育訓 練費に該当するかについての問い合わせが多かったが、受験料などは職 務に必要な技術・知識を習得又は向上のためであれば対象となる費用と して問題ない旨を明記するとよい<sup>8</sup>。

# 図表 9 他者実施参加の問い合わせ例

- ・ 「教育訓練費の額の支払証明として、領収書ではなく、請求書と 銀行の振り込み明細を用いてもよいか。
- ・ 資格取得の受験料、証明写真、受験申込に貼付する印紙はそれぞ れ教育訓練費に該当するか。

7

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 「人材確保等促進税制御利用ガイドブック」では括弧書きで「受験手数料は、教育訓練等の一環として各種資格・検定試験が行われる場合に対象となります」との記載があるが、括弧書きではなく、別途箇条書きを行う等して明記することが考えられる。

# 2. 賃上げ促進税制

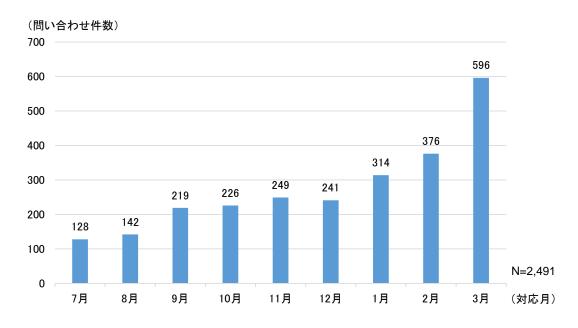
#### (1) 問い合わせ内容の集計

# (A) 問い合わせ件数

2022 年 7 月から 2023 年 3 月 $^{9}$ までの賃上げ促進税制に関する問い合わせ件数は 2,491 件であり、ひと月あたりの平均問い合わせ件数は約 277 件だった。

問い合わせ窓口を設置し 2 ヵ月経過してからのひと月あたりの問い合わせ件数は200件を超え、さらに半年経過した1月からはひと月あたり300件を超えた。 決算期であることの多い9月、12月、3月に向かって問い合わせ件数が段階的に増加していく傾向は昨年度の人材確保等促進税制と同様であった。

一方で、賃上げ促進税制は昨年度における人材確保等促進税制と同様に、今年度から新たに始まった賃上げ税制であるが、昨年度の人材確保等促進税制の3月までの問い合わせ件数は2,002件であり、同税制と比較すると賃上げ税制に関する問い合わせ件数は少ない<sup>10</sup>。これは人材確保等促進税制より前に施行されていた賃上げ・生産性向上のための税制等と賃上げ促進税制の適用要件が似ており、企業側にも適用にあたってのノウハウが一定程度蓄積されていたことによるものと思われる。

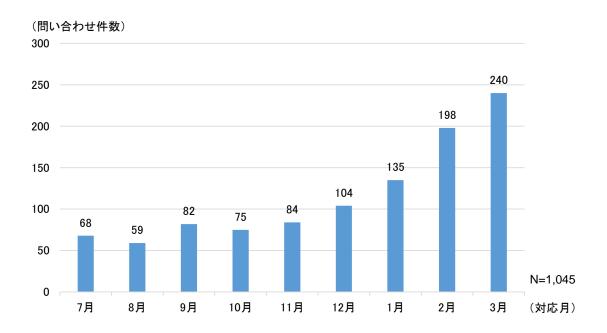


図表 10 月毎の問い合わせ件数

<sup>9</sup> 報告書で集計・分析の対象とする問い合わせは 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 3 月 24 日までとした。 10 昨年度と集計方法が異なるため、昨年度と同様の集計方法を行うと、3 月までの賃上げ促進税制に関する問い合わせ件数は 1506 件であった。

# (B) 問い合わせ企業数

3月までの賃上げ促進税制に関する問い合わせ企業数は1,045社であり、ひと月あたりの平均問い合わせ企業数は約116件だった。企業当たりの問い合わせ件数は7月から10月にかけて増加傾向を辿った後、11月から2月にかけては減少傾向を見せ、3月には増加に転じた。こちらも昨年度の人材確保等促進税制の3月までの問い合わせ企業数は1,293社であり、同税制と比較すると賃上げ税制に関する問い合わせ企業数は少ない。



図表 11 月毎の問い合わせ企業数

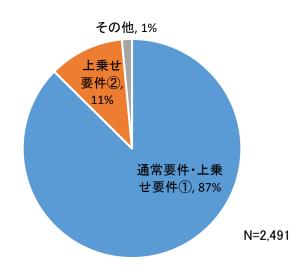
#### (2) 問い合わせ内容の分析

#### (A) 要件別の問い合わせの傾向

問い合わせ要件別に見ると、通常要件・上乗せ要件①に関する問い合わせが全体の8割、上乗せ要件②に関する問い合わせが全体の1割となった<sup>11</sup>。今年度の人材確保等促進税制と比較すると、上乗せ要件②に関する問い合わせの割合は賃上げ促進税制のほうがやや大きく、通常要件を満たしたうえで上乗せ要件②を満たすことができた企業の割合がやや多い可能性がある。

<sup>11</sup> 上乗せ要件①・上乗せ要件②は経済産業省の「大企業向け賃上げ促進税制御利用ガイドブック」で定義されている賃上げ促進税制の要件を指す。上乗せ要件①は「継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より4%以上増えていること」である。また上乗せ要件②は「教育訓練費の額が、前事業年度より20%以上増えていること」である。

図表 12 要件別の問い合わせの割合



# (B) 内容別の問い合わせの傾向

a. 通常要件・上乗せ要件①における問い合わせの傾向

マルチステークホルダー方針の公表が要件として加えられたことを踏まえ、下記のような分類で問い合わせを内容別に集計した結果、図表13のようになった。

図表 13 通常要件・上乗せ要件①における問い合わせの傾向

|                        | 用語説明         | 要件           | 申請手続き       | その他        | 合計            |
|------------------------|--------------|--------------|-------------|------------|---------------|
| 給与関係                   | 88 (4.0%)    | 781 (35. 9%) | 6 (0.3%)    | 2 (0.1%)   | 877 (40. 3%)  |
| 雇用者関係                  | 91 (4. 2%)   | 450 (20. 7%) | 0 (0.0%)    | 1 (0.0%)   | 542 (24. 9%)  |
| マルチステークホルダー方針 (様式第一関連) | 9 (0. 4%)    | 74 (3. 4%)   | 62 (2. 8%)  | 13 (0.6%)  | 158 (7. 3%)   |
| マルチステークホルダー方針 (様式第二関連) | 1 (0.0%)     | 6 (0. 3%)    | 31 (1. 4%)  | 0 (0.0%)   | 38 (1. 7%)    |
| マルチステークホルダー方針 (様式第四関連) | 0 (0.0%)     | 2 (0. 1%)    | 5 (0.2%)    | 0 (0.0%)   | 7 (0.3%)      |
| マルチステークホルダー方針<br>(その他) | 48 (2. 2%)   | 169 (7.8%)   | 32 (1.5%)   | 18 (0.8%)  | 267 (12. 3%)  |
| その他                    | 40 (1.8%)    | 172 (7. 9%)  | 63 (2.9%)   | 13 (0.6%)  | 288 (13. 2%)  |
| 合計                     | 277 (12. 7%) | 1654 (76.0%) | 199 (9. 1%) | 47 (2. 2%) | 2177 (100.0%) |

図表 13 における横の分類 (用語説明等) で問い合わせの傾向を確認すると、 用語説明に関する問い合わせが 1 割を上回り、要件に関する問い合わせが 7 割 を占めた。今年度の人材確保等促進税制の問い合わせ傾向と比較すると、申請 手続きに関する問い合わせの割合は賃上げ促進税制のほうが大きく、適用にマ ルチステークホルダー方針の公表が必要となったことが影響している。

図表 13 における縦の分類(給与関係等)で問い合わせの傾向を確認すると、 給与関係の問い合わせが 4 割を上回り、雇用者関係の問い合わせが 2 割を占め た。この傾向は賃上げ・生産性向上のための税制における問い合わせ傾向と同 じであった。給与関係、雇用者関係でそれぞれどのような問い合わせが多かっ たかを確認すると、今年度の人材確保等促進税制と同じく助成金関係の問い合 わせがあった他、出向・異動した雇用者に関する問い合わせも多かった。

出向・異動関係については、出向元法人が出向者負担金を受領しているかどうか、出向先法人に賃金台帳があるかどうかによって給与等支給額が変わるが、この点について中小企業向け賃上げ促進税制ガイドブックの 12 ページにあるような図を用いて大企業向け賃上げ促進税制においてもガイドブック等で説明することで、問い合わせ件数が減少する可能性がある。

# 図表 14 給与関係の問い合わせ例

- ・ 出向先法人が出向元法人に出向負担金を支払った場合の取り扱いについて 確認したい。
- ・ 給与等支給額や増加額の計算において、雇用安定助成金額が控除されるもの について確認したい。

「雇用者関係」の問い合わせを詳細に確認すると、高齢の雇用者に関する問い合わせ、休職者に関する問い合わせが多く確認された。高齢者に関する問い合わせでは、高年齢者雇用安定法における継続雇用制度の対象者が、賃上げ促進税制における継続雇用者となるか、確認の問い合わせがあった。高年齢者雇用安定法における「継続雇用」という言葉が賃上げ促進税制においても用いられているため混乱を招きやすいが、両者の「継続雇用」には関係がないことを示すとよい。

休職者に関する問い合わせでは、全ての月に給与等の支給があるが休職期間 のある雇用者について継続雇用者となるか、念のため確認する問い合わせが多 かったので、この点も改めてガイドブック等で明記するとよい。

### 図表 15 雇用者関係の問い合わせ例

- ・ 高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者は継続雇用者から除かれるが、国内雇用者には含まれるという理解でよいか。
- ・ 少額の手当であっても全ての月に給与等の支給があれば、休職があっても継 続雇用者の対象となる認識でよいか。

また、マルチステークホルダー方針関係の問い合わせをまとめると全体の2割を占めており、「雇用者関係」とほぼ同程度の問い合わせ件数があったことが分かる。マルチステークホルダー方針関係については、「その他」についての問い合わせが最も多く、マルチステークホルダー方針の公表の適用要件にある従業員の範囲についての問い合わせが多くを占めた。問い合わせの要因として、ガイドブック等に用語の定義の記載がないことが考えられる。

次いで、「様式第一関係」についての問い合わせが多く、ここでは記載方法・内容や公表日・期間を確認する問い合わせが散見された。記載方法については、「従業員への還元」における必須記載用語を一言一句違わずに記載しなければならないか、様式レイアウトを変更してもよいか等を確認する問い合わせがあった。マルチステークホルダー方針を会社のホームページで公表する上では、会社で規定する文書フォーマットに揃える必要があるため、この点に関して問い合わせが寄せられていると考えられる。

# 図表 16 マルチステークホルダー方針関係の問い合わせ例

- ・ 『マルチステークホルダー方針の公表』の適用要件にある従業員について 定義はあるか。
- ・ マルチステークホルダー方針の『従業員への還元』に関して、「人材投資」 とあるのを「人財投資」と記載してよいか。

# b. 上乗せ要件②における問い合わせの傾向

上乗せ要件②に関して、237 件の問い合わせが寄せられた。今年度の 人材確保等促進税制と同様の分類を行った結果、下記であった。

図表 17 上乗せ要件②における問い合わせの傾向

|        | 用語説明      | 要件           | 申請手続き       | その他       | 合計           |
|--------|-----------|--------------|-------------|-----------|--------------|
| 給与関係   | 0 (0.0%)  | 2 (0. 7%)    | 0 (0.0%)    | 0 (0.0%)  | 2 (0. 7%)    |
| 自己実施   | 1 (0. 4%) | 29 (10. 5%)  | 0 (0.0%)    | 0 (0.0%)  | 30 (10. 8%)  |
| 他者委託   | 0 (0.0%)  | 10 (3. 6%)   | 0 (0.0%)    | 0 (0.0%)  | 10(3.6%)     |
| 他者実施参加 | 0 (0.0%)  | 90 (32. 5%)  | 7 (2.5%)    | 0 (0.0%)  | 97 (35. 0%)  |
| その他    | 3 (1. 1%) | 74 (26. 7%)  | 58 (20. 9%) | 3 (1. 1%) | 138 (49. 8%) |
| 合計     | 4(1.4%)   | 205 (74. 0%) | 65 (23. 5%) | 3 (1. 1%) | 277 (100.0%) |

図表 17 における横の分類(用語説明等)で問い合わせの傾向を確認すると、 要件に関する問い合わせが 7 割、申請手続きに関する問い合わせが 2 割を占め た。

縦の分類(自己実施等)で問い合わせの傾向を確認すると、今年度の人材確保等促進税制同様に、「その他」が最も多く5割弱となっており、「その他」の問い合わせとして添付書類に関するものが多い傾向も同様であった。「その他」に次いで多かったものも今年度の人材確保等促進税制の問い合わせ傾向と同様に「他者実施参加」だった。

# 禁無断転載

# 令和4年度産業経済研究委託事業

(「(大企業向け) 賃上げ促進税制」及び 「人材確保等促進税制」の利用状況に関する調査)報告書

令和5年3月

委託先 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町二丁目3番地

電話 03-5281-5406

FAX 03-5281-5429

URL https://www.mizuho-rt.co.jp